

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和6年3月27日 午後7時00分
閉 会 の 日 時	令和6年3月27日 午後7時25分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 駒田 聡子・中西 康裕・畑井 祐樹・中村 文大
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・駒田 聡子
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 前村 忍 学校施設整備課長 木村 扶美夫 学校教育課長 亀山 知典 教育研究所長 上永 真弓 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 東端 伸治 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第10号 奨学生の決定について 議案第11号 令和6年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について 議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等处務規則の一部改正について 議案第13号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について 議案第14号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、駒田委員を指名

会議に付する案件 議案第 10 号 奨学生の決定について

議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

議案第 13 号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について

議案第 14 号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について

議案第 10 号については、個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定により非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

2 月 18 日(日)に、スポーツ課が担当する、うまし国三重市町対抗駅伝が実施され、伊勢市は市の部で第 7 位に入賞しました。小学生から大人まで、世代を超え、応援する姿がすばらしいと思いました。

5 年ぶりに来賓の皆様にもご出席いただき、小中学校の卒業式を無事終えることができました。委員の皆様にも、ご出席いただきありがとうございました。4 月に行われます入学式もよろしくお願いいたします。

昨日、3 月 26 日から、全国都道府県対抗中学生ソフトテニス大会が開催されています。古市の市営コートとスポーツの杜伊勢体育館、サンアリーナで開催されています。この大会は 35 回を迎えるほど、伊勢市で開催される伝統ある全国大会となりました。伊勢市の中学校の先生方からも全面的な協力を得るなど、伊勢市をあげて全国の中学生とその保護者等を迎える大きな大会となっています。一度ご覧いただければと思います。

教職員の人事異動関係では、一般教職員と校長・教頭の異動内示を行いました。来年度は伊勢市から校長昇任 10 人、教頭昇任 10 人となります。新しい風を伊勢の教育に吹き込んでくれることを期待しています。

3 月議会については、教育総務課から説明がありますので、私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 10 号 奨学生の決定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例施行規則第9条第3項の規定により、令和5年度の奨学生のうち、臨時特例分の奨学生について、奨学生選考委員会の報告に基づき、教育委員会において決定を願うものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第10号奨学生の決定について」ご説明いたします。

それでは、奨学生の決定をお願いするにあたり、伊勢市奨学生選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

お手元の資料①、1 ページをご覧ください。

2 月中にお受けした申請は50名でございます。

選考委員会でご審査いただきました結果、49名が選考されました。2月申請者分の支給予定額は、503万円4千円でございます。

申請者ごとの結果につきましては、3 ページをご覧ください。

以上、伊勢市奨学生選考委員会での審査結果のご報告を申し上げます。

令和6年2月申請分のうち、選考基準内でございました49名の奨学生のご決定について、ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

中西委員

今回が今年度最終となるが、他の月に比べ人数が多いのは何か理由があるのか。

学校教育課副参事

個々に伺っているわけではありませんが、申請を出し忘れていた案件が多いと認識しております。

中西委員

実際はこれだけ多くのニーズがあったということであるので、できればもう少し早く申請が出てくるべきだと考えるが、来年度はどのようなになるのか。

学校教育課副参事

来年度についてですが、臨時特例分についてはコロナ関連のため今年度で終

了となりますが、通常の奨学金については臨時特例からの移行分も考慮し予算を確保していることですので、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

中西委員

コロナ分については終了するが、必要とする家庭があるということなので、通常分について必要な告知をしっかりとっていただきたい。

学校教育課副参事

現在、臨時特例の奨学金を受けていただいている家庭については通常の奨学金を受けていただけるよう通知をしているところでございます。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 10 号 奨学生の決定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 10 号 奨学生の決定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、令和 6 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課

それでは、「議案第 11 号 令和 6 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」ご説明いたします。

2 月の教育委員会協議会で、ご協議いただきました教育方針と資料につきまして、追加箇所が 1 点と 2 月におきまして令和 5 年度の結果数値がでていなかった成果指標が 6 か所ありましたのでご説明いたします。

まず、追加箇所についてです。

教育方針の 26 ページをご覧ください。

2 月の定例教育委員会でいただいたご意見をもとに、基本方針 3 の（2）体力・

運動能力の向上に、「学校部活動改革の推進」を追加しました。

それに伴い、【現状と課題】の最後の段落に、部活動について追記しました。

また、【主な取組】の一番下に、「学校部活動の在り方について検討」することと、「地域移行、地域連携を推進」することにより、学校部活動の改革を進めていくことを記載しました。これらの追記にともない、体系表・ポスターも追記しました。

つぎに、「伊勢市教育振興基本計画における令和5年度数値目標の達成状況及び令和6年度数値目標」につきまして、前回結果数値が出ていなかった成果指標が6か所ありましたので、ご報告いたします。

まず、3ページ、「職場体験学習が進路や将来について考える機会となった生徒の割合」です。

次に、4ページ、(5)幼児教育の推進「小学校教員の幼稚園・保育所・認定こども園での保育体験（参観）をした小学校数」です。

続きまして、5ページ「保護者や地域を対象とした人権に関する授業公開や研修会を行った小中学校の割合」です。

続いて、7ページから始まる、3（1）健康教育・食育の推進については、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合」と、8ページ「学校給食における地場産物を使用した割合」の2カ所です。

最後に、同じく8ページ「体力テストの総合評価が『A』『B』『C』の児童生徒数の割合」です。

以上6か所、令和5年度の結果数値と令和6年度の目標数値を追記いたしました。

その他、令和6年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針につきましては、2月教育委員会協議会において、ご協議いただき、ご承認をいただきました。

今後の予定につきましては、お認めいただきましたならば、令和6年度、本方針に基づき教育活動を行っていききたいと思います。

以上、令和6年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針についてご説明させていただきました。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第11号 令和6年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第11号 令和6年度伊勢

市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

3 ページをご覧ください。

これは、学校教育課の事務を改め、並びに指導官に関する規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課

「議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、教育委員会事務局の業務分担の見直しに伴い、学校教育課の事務分掌を改めようとするもの並びに、定年引上げに伴い新たな職制として「指導官」を追加しようとするものでございます。

初めに、教育委員会事務局の業務分担の見直しについて、ご説明いたします。

現在、「学校体育に関する事務」については、学校教育課 健康教育係が担当しているところですが、業務分担の見直しを行い、学校教育課 指導係においてこの事務を担当しようとするものでございます。

改正内容でございますが、5 ページの新旧対照表をご高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が改正箇所でございます。

第 4 条第 1 項中、健康教育係の「学校体育に関すること。」を削除し、表中は「略」となっておりますが、同条の指導係の事務分掌として、すでに「学校運営に関する指導及び助言に関すること。」という文言がございますので、「学校体育に関すること」をこちらの文言に含まれるよう改正をしております。

次に、「指導官」の追加についてご説明いたします。

令和 6 年度より、職員の定年引上げが段階的に実施されることとなり、これに伴い、新たな職制として課長補佐級職員として「指導官」を追加しようとするものでございます。

定年引上げに伴い、課長級以上の管理職員については、60 歳到達以後は管理職員としての役職を降任することとなりますが、市職員としての長年の経験を活かし、課長補佐級未満の中堅・若手職員の指導にあたることを想定しております。

改正内容につきましては、5 ページの新旧対照表をご高覧ください。

第 5 条第 2 項及び第 5 条の 2 第 2 項にそれぞれ「指導官」の職制を追加してお

ります。

また、第6条第7項において、新たに指導官の職務を明記しております。

以上、「議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」ご説明させていただきました。

ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第13号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

7ページをご覧ください。

これは、教育環境の整備・充実を図るため、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画に基づく学校の統合整備並びに伊勢市学校施設長寿命化計画に基づく施設の耐久性、機能・性能の向上及び維持管理について、より効率的に推進するための人材を確保する必要があることから、新たな職種を追加するため規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課

「議案第13号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、伊勢市教育委員会会計年度任用職員として、新たな職である「建築士」を加えようとするものでございます。

現在、学校施設等の改修の際には、その実施に当たり必要となる設計業務につ

いては、市長部局営繕課に所属する建築技術職員に依頼する形をとっています。

今後、学校施設の改修を実施するにあたり、より迅速かつ効率的に実施していく必要があることから、新たに会計年度任用職員を教育委員会事務局職員として任用しようとするものでございます。

なお、任用にあたりましては、一級建築士または二級建築士の資格を有する者を要件としたいと考えております。

改正内容につきましては、11 ページの新旧対照表をご高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が改正箇所でございます。

表の中ほど、別表第 1 の栄養士の次に「建築士」を追加しております。

以上、「議案第 13 号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について」ご説明させていただきました。

ご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 13 号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 13 号 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第 14 号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

12 ページをご覧ください。

これは、青少年指導員の任期を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課

それでは、ご審議いただきます「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明させていただきます。

今回の一部改正の内容につきましては、現在、青少年指導員を委嘱しております教員やPTAの多くの方々が、1年で交代されている現状に合わせ、任期を2年から1年に改めるとともに、青少年指導員証の任期に関する表記をわかりやすく改めるものでございます。

なお、この改正規則は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、「伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第14号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第14号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。